

【論文】

有機農業の地域展開とその課題
—埼玉県小川町の取組み事例を中心として—

高橋 巖*

1. 問題の所在
2. 先行研究と本論文の分析視角
3. 有機農業の地域展開—埼玉県小川町「小川町有機農業生産グループ」の事例分析—
- (2) 小川町における有機農業の組織的展開
- (3) 有機農業の支援体制と地域資源管理
4. まとめ—有機農業の地域展開の課題と展望—
- (1) 小川町における有機農業の概要

1. 問題の所在

安全で安心できる「食」と自然環境保全に対する社会的な要求が高まる中、2006年12月の通常国会において、議員立法による「有機農業の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立した¹⁾。日本における有機農業は、JAS法による有機認証システムが確立されるまでの間、基本的には、政策的に、また社会的にも認知されない存在として、時には冷淡な扱いを受け、「勇気農業」と揶揄されることさえあった²⁾。このため、公害が大きな社会問題となった1970年代初頭以降、30年以上にもわたって少数の生産者と消費者の産直を中心に展開してきた歴史がある。今般、その根拠法が成立したことに隔世の感を禁じえないが、これを機に改めて有機農産物と有機農業への関心が高まり、政策支援が具体化することによって有機農業の地域展開が拡大すれば、EUの有機農業生産シェア約3.5%に対してわずか0.66%³⁾に過ぎない日本の有機農業も、大きく前進するものと期待される。

しかし、この有機農業をどのように定義づけるかという最も基本的な点においても、必ずしも十分な整理が行われているとはいえない状況にある。有機農業に対する一般的なイメージは、「農薬・化学肥料等を一切（または極力）使用せず、家畜糞尿などの有機性資源を堆肥化して土壌に還元した生産方法によって、環境に対する負荷を小さくし、かつ食

*当学科助教授（たかはし いわお）

key words：1）有機農業、2）地域展開、3）産消提携

の安全を担保する営農方式」⁴⁾である。現在、政府は、改正JAS法において、WTO／コーデックスや欧米の事例に倣いながら厳格な基準を定め、認証システムを構築している⁵⁾。しかしそれは、たとえばブロック・ローテーションを組んだ場合、圃場の前歴換算によりJAS法上の「有機農産物」に認証されないケースがみられるなど、集落と水系を単位とし、かつ分散錯圃の多い水田農業中心の日本農業の基本的条件を十分考慮したものとはいえず、長年、有機農業に取り組んできた生産者が認証を拒否するという例もみられる。その一方で、近年では食の安全・安心に対する消費者ニーズを背景に、大手量販店やネット上でも「有機」「オーガニック」の表示を掲げた農産物・食品が数多く販売されるようになっていく。市場での有機農産物の評価も高まりつつあるが、それらは必ずしも国内での有機農産物生産と直結しているわけではない。むしろ、かつては想像もできなかった「安全な輸入有機農産物」が大量に市場に出回っており、食料自給と環境保全を推進する立場から、JAS有機認証自体が「海外からの有機農産物・食品の輸入を促す制度である」との批判すら出ている⁶⁾。

もとより、日本における有機農業生産は、有機農産物に対する既存の流通市場での社会的な評価が十分に得られなかったことから、生産者と消費者間による産直や共同購入の形をとることが多かった。具体的には、「ボックス野菜」などという形で収穫された季節の野菜を一括して梱包し、消費者（個人あるいはグループ）に直送によって販売するもので、「産消提携」として有機農産物流通の主流を占めてきた（以下「産消提携」と一括している）。この産消提携は、特に消費地に近い有機農業産地において積極的に取り組まれており、消費者が援農という形で生産地を支援するなど、農協・生協間の大規模な産直流通と比較して、より小規模で「顔の見える関係」を基礎に成立している。「日本有機農業研究会（以下「有機農研」という）」が「提携の方法十か条」に示したように⁷⁾、生産者と消費者の提携は「有機農業の根本的な精神」を具現化した取引形態である。しかし現在、産消提携は曲がり角にあるといわれており、産消提携に代わって市場での販売を模索する動きもでていく。その理由は、一つには、少子高齢化に伴う世帯員数の減少や女性の社会進出による調理時間の短縮など社会環境の変化により、従来、産消提携を担ってきた消費者層の消費が減退していることである。二つには、「スーパーやネットでも有機野菜が買えるようになった」という市場環境の変化がある。

では、これまで有機農業を支えてきた「顔の見える」産消提携は、このまま縮小に向かい、有機農産物の流通においても「顔の见えない」広域的な市場流通が支配的になるのだろうか。だとすれば、生産者と消費者の間の「情報の対称性」を確保するには⁸⁾、有機認証制度やトレーサビリティシステムを確立させることが不可欠になる。しかしそのような

「行政主導の有機農産物流通」は、果たして、従来の「顔の見える関係」を基本にした産消提携によって展開されてきた有機農産物流通と整合することになるのかどうかという疑問も払拭しきれない。

2. 先行研究と本論文の分析視角

ここで、有機農業の歴史的な流れとそれに関わる先行研究を整理しておく。農業は本来有機的な営みを指すものであって「有機農業という呼び方は同義反復である」という批判もかつてあったが⁹⁾、近代農法が、自然循環を軽視し略奪的かつ「無機化」したことは厳然たる事実であり、それへの批判とオルタナティブな農法の追求は、すでに今世紀初頭から実践されてきた。古くは、第一次大戦後ドイツにおけるR. シュタイナーによるシュタイナー農法をはじめ、イギリスのA. ハワード¹⁰⁾とそれに続くアメリカのJ. I. ロデイル¹¹⁾らの主張と実践である。注目すべきは、この時期のロデイルが、有機農業を自然循環型の農法としてのみならず、農村コミュニティの崩壊を促す企業的大規模農業へのオルタナティブとして位置づけるなど「有機農業の本来的な役割」に言及していることである。一方、農薬問題については、1962年に出版され、有機塩素系殺虫剤等の危険性を訴えたR. カーソンの『沈黙の春』¹²⁾が社会に大きな影響力を与えた。これらにより、農薬・化学肥料を排して自然循環に即した農法への転換が急速に進展し、1972年の国際有機農業連盟(IFOAM)の結成へとつながっていく。

日本では、高度経済成長期以降の急速な農業近代化政策のもとで、こうした批判は一部を除き顧みられることが少なかった¹³⁾。しかし、この時期に頻発した公害問題、農薬中毒問題等に端を発し、農薬・化学肥料の多投に対する危険性の指摘が盛んに行われるようになる。まず、作業する生産者の側にとって農村医学の立場から農薬害を指摘したのは、長野県佐久総合病院の若月俊一ら¹⁴⁾であったが、日本の有機農業はこうした生産者の立場・主体性を重視する立場から取り組まれた。一楽照雄らにより1971年に設立された有機農研も生産者主体の組織であったし、市場に翻弄され農民の主体性を喪失する近代農法を批判し、青年団運動を基礎に早くから地域で面的な有機農業に取り組んだ星寛治らの山形県「高畠町有機農業研究会」(1973年発足)や、町・農協主導で早期から有機農業に取り組んだ宮崎県綾町の活動もまたそうである。消費者が農薬被害等について「自分の身にもふりかかる問題」として広く認識したのは、1974年の有吉佐和子『複合汚染』¹⁵⁾を待たなくてはならない。この作品は、新聞連載を通じて社会に農薬問題の危険性を訴えたものであったが、業界や行政サイドからはこの作品に対して大きな反発があった。当時の「農薬を使用しない有機農業は原始回帰の農業」であるとか、「科学否定の打ち壊し運動」と

いった批判は、基本的に当時の日本の社会では、環境保全という考え方そのものが、現在のように十分に認識されていなかったことの証といつてよい。

さて有機農研では、組織の目的を「環境破壊を伴わず地力を維持培養しつつ、健康的で味の良い食物を生産する方法を探究し、その確立に資するとともに、食生活をはじめとする生活全般の改善を図り、地球上の生物が永続的に共生できる環境を保全すること」と規定したが、生産者と消費者との関係については市場販売ではなく産消提携が基本とされた。この産消提携については上述したように「提携の方法10か条」が規定された。すなわち、①単なる「商品」の売り買い関係でなく、人と人との友好的つきあい関係（有機的人間関係）を築くこと。②生産者と消費者の合意により、計画的に生産する。③消費者は生産物を全量引き取る。④互惠精神に基づいて、価格を取り決める。⑤相互信頼のための交流を深める。⑥生産者と消費者が農産物を自主配送する。⑦グループを民主的に運営する。⑧学習活動を重視する。⑨グループの会員数の適正規模を堅持する。⑩理想に向かって、逐次前進する（理念を持って有機農業を実践する、自然を大切にしたい生活をする。）である。これらの内容は、「本来あるべき農業」の指針を示した哲学的ともいえる規定であって、なおかつ消費者に対しても大きな負担を求めるものであった。当時は、有機農産物を店頭で買うことなど想像もつかないような状況であり、『複合汚染』によって危機感を強めた自覚的な消費者たちは、相当な決意と覚悟を持って望まざるをえなかった。こうした中で、1970年代半ば以降、全国各地に次々と消費者グループが誕生し、また、生協の中でも産直部会が設置されるなど、生産者グループとの産直が開始されたのである¹⁶⁾。もちろん、農産物代金のやりとりがあるといえ、一部では全量引き取りはもとより「援農義務」などを取り決めるケースもあり、単なる市場外流通の枠組みを超えて、むしろK. ボランニーのいう互酬 (reciprocity)¹⁷⁾ の具現化であったとみることもできる。

一方海外では、すでに多数の国や地域で有機農業が展開されていたが、1970年代の後半に米国西海岸で「オーガニック食品」のブームが起きたことにより、早くも広域流通に向けた認証制度をつくろうという動きが始まった。またヨーロッパでも、広域的な有機農産物流通が広がる中で有機認証への動きが強まり、1990～1991年にかけてEUとアメリカでその基準が明確にされたが¹⁸⁾、日本では長い間産消提携が中心であり、有機農研は認証どころか有機農産物の市場流通自体に否定的だった¹⁹⁾。このため、認証の議論は長らく放置されたままになっており、日本で認証が議論され始めるのは、宅配専門流通業者が登場し、有機農産物流通が広域化・大規模化しはじめる1980年代の後半になってからである。当時、有機物を若干混入しただけで「有機栽培」の表示をした農産物が多数市場に出回り、1988年に公取委がそれらを摘発をしたこともあって有機農産物表示を巡る議論が盛んになっ

た。沈黙を守っていた有機農研も、その後「有機農産物の定義」について、「有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、遺伝子組換え種子及び生産物等をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう」と規定した²⁰⁾。これは今日見ても極めて適正なものであるが、しかしその後、1999年のWTO／コーデックス委員会で国際的な有機基準が採択されたことによって、日本でも国際基準に整合させるために、2000年6月に有機農産物に関するJAS規格と認証制度が急遽定められることとなり、2005～2006年にその一部が改正され今日に至っている。これに関しては、すでに本城、中島、大山²¹⁾らによって詳しい議論が展開されているので、ここでは触れないことにするが、冒頭で提起した問題をはじめ、天敵が農薬扱いとなったり、国内農産物への規制を強める傍らで輸入有機農産物の規制を緩和することなど、様々な混乱が生じている。すなわち、日本の有機農産物流通は、産消提携から国際基準の厳格な適用による認証制度の確立に至るまで、短期間に急速な方向転換を図ったのであるが、これは国内の有機農業とその生産者を政策的に支援しようというよりも、輸入有機農産物の流通適正化がその目的であったと批判されても仕方のない内容であったといえよう。

こうした中で、有機農産物流通は市場における広域的な取引が中心となってきたが、このような市場環境の変化は、遠隔地に立地する有機農業産地にとって有力な取引相手であり「運動のパートナー」でもあった生協による産直のあり方をも変化させている。すなわち、大手量販店・通販業者等との市場競争の激化に伴い、入札取引によって「必要なときに必要なものだけを引き取る」というように、産地との「同志的關係」を変化させているのである。こうした有機農産物の大規模産直取引の変化とその問題点については、中島の分析をはじめ²²⁾、筆者による産直の実態分析²³⁾など、すでにいくつかの研究成果がみられる。そして、近年問題となっている点は、こうした取引関係の変化によって一般の慣行法栽培による大規模野菜産地と同様に、作期や作付方式が単純化するなど生産基盤に影響を与えていることである。この点については、未だ十分な実証的研究の蓄積がないものの、古くからの大規模有機農業産地である長崎県島原半島の「ながさき南部生産組合」²⁴⁾と「長崎有機農業研究会」を対象に、筆者が2005年8月に実施した現地調査において、複数の生産者から、単品生産とロット確保が優先される取引関係の変化に伴い、ジャガイモの連作と有機物過剰投入によるソウカ病発生など連作障害問題が生起している現状が報告されている。環境保全と食の安全確保をベースにした有機農業生産であっても、「企業モデル」に集約・傾斜した市場取引の場合、当然のことながら慣行的な農業と同様の問題が生じる例が示されたものといえる。

その一方、従来の有機農業を支えてきた産消提携には、陰りが目立ち始めており、少子高齢化の下で、こうした傾向に歯止めがかからなくなっている点が憂慮される。しかし、海外に目を転じると、アメリカでは小規模有機農家を中心に、日本と同じように有機認証制度から脱退する動きが広がっていること、また欧米共通の動きとして、「企業化を指向しない原点回帰」による「顔の見える有機農産物の産消提携」が、CSA（Community Supported Agriculture）などによって展開されていることが明らかにされている²⁵⁾。このCSAとは、「消費者グループが、農家グループに直接契約し先払いで農産物を買取る」形で生産者の再生産を消費者が直接支える仕組みであり、日本の産消提携をモデルに形成された地域自給と環境保全が連動したシステムである。広域的な有機農産物の市場流通とそれを支える認証システムが拡大する一方で、こうした「顔の見える有機農産物の産消提携」が見直されていることに注目する必要がある。

翻って日本の実態を見ると、慣行農産物の販売においても「新鮮」や「地場生産」を訴求した農産物直売所が各地で隆盛をみせるなど「顔の見える地産地消」が見直されたり、農業体験等の多様な都市と農村の交流＝グリーン・ツーリズムの展開がみられるが、少量多品種生産や地域流通を基礎にした有機農業や有機農産物は、本来、そうした活動の中心に位置づけられるはずのものである。我々は、有機農業の本来的な役割が、単に「安全な食品を供給する」「差別化商品の供給」という市場経済的な価値の生産にとどまらず、「環境保全」や「地域自給」、「都市と農村の交流」など非市場経済的な価値を創出するなどの多面的な役割を担うものであり、「農業本来の姿である」²⁶⁾ことを体現したものであると再認識すべきである。

このような状況の中で、将来的な有機農業の地域展開のメカニズムを考えると、有機農産物の生産・販売は、「企業モデル」による市場流通システムの構築に集約化されるといった一元的な方向ではなく、社会環境、市場環境の動きに対応しながら、従来の産消提携の枠組みの要素が別な形で残ること、また、有機農業や有機農産物を包摂している「産消提携」「認証制度」「市場」に加えて、「地産地消」「地域環境保全」「地域経済」「地域運動」、さらには「地域組織」といったそれぞれの要因が複合的に絡みあいながら、動態的に推移していくと考えられる（図1）。

本論文では、このような仮説の下に、従来の有機農業の中心的な役割を担った産消提携の動きを踏まえつつ、産消提携と市場出荷等のバランスと整合性をどう図っていくべきか、その問題解決に向けた枠組みをどのように考えるべきかについて、これまで一部を除き報告されたことがない埼玉県小川町の実態に焦点をあてて考究する²⁷⁾。埼玉県小川町では、首都圏という大消費地にあって、従来から産消提携を中心とした有機農業を地域的に展開

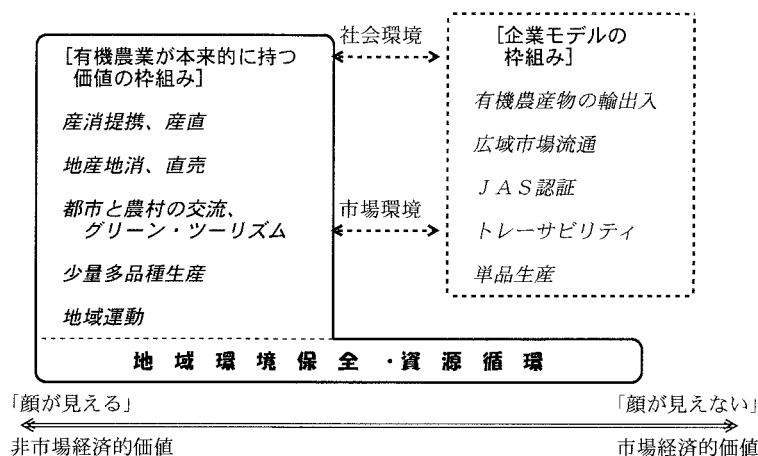


図1 今日の有機農業をとりまく複合的な要因とその動向（模式図）

注：「有機農業が本来的に持つ価値の枠組み」は、社会環境・市場環境の動向に伴い「企業モデルの枠組み」との距離が動態的に推移するが、基本は「地域環境保全、資源循環」がベースになっていることを示す。

してきているが、こうした環境のもと、従来の産消提携の基本理念であった「消費者と顔の見える関係」が、農産物販売・営農方式・組織活動などにおいてどのように変化しているのか、その現状と動向を具体的に検討することにする。

なお本論文では、JAS認証制度で規定されている「有機農業」「有機農産物」の定義にとらわれず、有機農研の定義をも含めて有機農業を広く解釈するものとする。

3. 有機農業の地域展開—埼玉県小川町「小川町有機農業生産グループ」の事例分析—

(1) 小川町における有機農業の概要²⁸⁾

事例分析の対象である埼玉県比企郡小川町は、東京都心から約60km、埼玉県中央部の比企丘陵西端から奥武蔵・秩父山系にまたがる位置にある。人口は3.7万人で、農林業センサスによる農業地域類型では都市的地域に分類されているが、農業の中心となる地域は中間農業地域にあり、総面積6,045haのうち林地が約56%を占めるといふ山間の環境にある。かつては養蚕が農業生産の大部分を占めていたが、現在では桑園の多くが普通畑への転換か農外転用、もしくは耕作放棄されている。現在の耕地面積は701haと町の全面積の11.6%で、うち水田が276ha・畑地が425haとなっている。都心への通勤が可能な地域であることから、東部丘陵地帯を中心に農地転用を伴う宅地開発が進むとともに、近年は耕作放棄地が急速に増加してきている。2005年現在の作付延べ面積は348ha・耕地利用率は49.6%にとどまっており、耕作放棄地の割合は農家全体で24.0%の高い水準に達している。主要な作目は水稻（157ha:744t）のほか、水田転作として小麦（50ha:103t）—大豆（30ha:40t）の生産

が行われているほか、ジャガイモ（12ha：230t）・ネギ（3ha：37t）・ハクサイ（3ha：120t）などの露地野菜の生産が行われているものの、農業総産出額は4.9億円で、町全体の産出額約613.1億円のわずか約0.8%に留まっている。

総農家戸数は、1980年の1,594戸から2005年には890戸と半減しており、このうち販売農家は397戸で5割以上の493戸が自給的農家となっている。2000年の主業農家も全体の6.6%である36戸に過ぎない。農業就業人口は、同じく1980年の2,215人から2000年には879人と4割以下に減少し、そのうち65歳以上の割合は64.1%²⁹⁾と、町の高齢化率17.1%と比べて、高齢化率も際だっている。なお、町では認定農業者の認定要件に経営面積も年齢も入れておらず、「地域農業の核になっているかどうかで判断する」としており、高齢農家も担い手として位置づけている。このように小川町農業は、かつての養蚕に代わる基幹的な作目が存在しない中で自給的な生産が中心となっており、耕作放棄地が拡大しつつある中で、典型的な中山間地域農業の実態が浮かびあがっている（表1、2）。

こうした中でひととき異彩を放っているのが、新規就農者（Iターン）による有機農業の展開である。まず新規就農者の動きをみると³⁰⁾、1989年以降、ほぼ1年に1人の割合で新規就農者（世帯）が就農しているが、この17人のうち10人が有機農業の実践者であること、直近6年間では町内の在宅型定年帰農者³¹⁾1人を除いた全員が有機農業者で、その全員が町外の非農家からの移住者である点が特筆される。2004年度における埼玉県全体の新規就農者189人のうち、Iターンを含む「新規参入者」が10.5%の20人に過ぎない³²⁾ことを考えると、毎年確実に新規参入者がいる小川町は、新たな担い手が安定して増加しているといえよう。しかも、こうした新規就農者のほとんどが農業委員会に登録し農地の借受を受けて耕作していること、17人全員が農地を町内に確保して生産を継続していること、さらに、町の認定農業者34人中有機農家が5人、作目のうち大豆生産のみ有機生産している農業者が1人いることなどを勘案すると、Iターンを含む有機農業者の就農が「移り気な都市住民の一時的な気まぐれ」ではなく、地域農業の担い手として定着していることに注目する必要がある。なお、周辺農地の借地料は10aあたり1万円前後であるが、担い手が不足する中で地主から農地転用以外で返還が求められるケースは少ないことから、Iターン型の新規就農者のほとんどが借地によって農業を営んでいる。

小川町では、農業の基幹的作目がなく担い手も減少する中で、農地利用の後退と耕作放棄が拡大するなど農業生産基盤の弱体化や、首都圏のベッドタウンとして宅地開発が進展するなど、農業生産に対するマイナス要因が少なくない。反面、こうした状況は、少量多品種生産への取組みや農地の借地を容易にし、農業への新規参入のハードルを低くすることにもなっており、また、通勤圏として都市化が進んでいることは、有利な消費市場が隣

表1 小川町の農家数と農家人口の推移

	農 家 数				(単位：戸、人)			
	総数	専業	兼業		農家世帯人口	農 家 人 口		
			第1種 兼業	第2種 兼業		農業就業人口 (主に農業に従事)		
						計	男	女
1980年	1,594	66	335	1,193	7,915	2,215	733	1,482
1985年	1,437	92	120	1,225	6,875	1,845	609	1,236
1990年	1,216	77	34	1,105	5,802	1,608	565	1,043
1995年	1,062	82	89	891	4,870	1,475	566	909
2000年	952	58	37	448	4,218	879	360	519
2005年	890	54	37	306	—	651	300	351

資料：農林業センサス、農業センサス（各年2月1日現在）、及び小川町役場ヒアリング。

注：1）「農家」とは、調査日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、および経営耕地面積が10a未満でも調査日1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。（1980年、1985年は10万円以上）

2）2000年における農家総数及び農家世帯人口は、販売農家数と自給的農家数を合わせた数であるが、専業農家、兼業農家及び農業就業人口は、販売農家の数である。

表2 小川町の経営耕地面積別農家数の推移

年	総数	販売農家									自給的 農家
		計	例外 規定	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	
				～ 0.5	～ 1.0	～ 1.5	～ 2.0	～ 2.5	～ 3.0	以上	
1990年	1,216	748	5	294	316	113	19	1	—	—	468
1995年	1,062	638	4	261	271	83	13	3	1	2	424
2000年	952	543	4	221	228	64	16	8	1	1	409
2005年	890	397	7	137	177	47	22	4	—	3	493

資料：農林業センサス、農業センサス（各年2月1日現在）、及び小川町役場ヒアリング。

注：1）販売農家は、経営耕地面積が30a以上、または調査日前1年間の農産物販売額が50万円以上あった世帯。

2）自給的農家は、経営耕地面積が30a未満、かつ調査日前1年間の農産物販売額が50万円未満であった世帯。

3）例外規定は、経営耕地面積が30a未満で、調査日前1年間の農産物販売額が50万円以上あった世帯。

り合わせに形成されていることを意味する。すなわち小川町では、強固とはいえない農業基盤を、消費地に近いという有利性を生かしながら、新規就農者による有機農業の地域展開が行われてきた。もちろんそれには、こうした地域的な経済条件だけではなく、地域内の有機農業組織がそのベースにあるからである。以下にそれをみていくこととする。

(2) 小川町における有機農業の組織的展開³³⁾

①小川町有機農業生産グループ：組織の概要と共同販売の展開

任意団体である小川町有機農業生産グループ（以下「グループ」という）は、グループの初代会長で小川町の有機農業の始祖ともいえるべきA氏と、その元研修生である現会長のB氏らによって1995年に設立されており、すでに11年が経過している（表3）。現在、会員

表3 小川町有機農業生産グループ会員の農業経営内容

(単位：人、a、頭、羽、群)																
農家	就農形態	世帯主 (代表者)	世帯構成	販売部 所属	居住地	経営耕地等						生産品目				営農・生活 形態
						水田	共同	普通畑	腰園地等	耕地計	畜産ほか			主要生産品目		
A	在村	男50歳代	妻	○	町内	150	—	130	0	280	乳牛3, 鶏200, 合鴨100	米・麦・大豆・野菜・鶏卵	米・麦・大豆・野菜・鶏卵	鶏肉	X	
B	新規就農	男40歳代	妻, 子3, 父	○	町内	50	○	125	4	179	鶏300	米・麦・大豆・野菜・鶏卵・鶏肉	米・麦・大豆・野菜・鶏卵・鶏肉	—	X	
C	在村	男40歳代	妻, 子3, 母	○	町内	70	—	80	2	152	鶏60, 林業	米・麦・大豆・野菜	米・麦・大豆・野菜	—	X	
D	新規就農	男20歳代	妻	○	町内	10	—	100	0	110	—	米・麦・野菜	米・麦・野菜	—	Y	
E	新規就農	男50歳代	妻, 子1	○	町内	13	—	32	0	45	—	米・麦・大豆・野菜	米・麦・大豆・野菜	—	Y	
F	新規就農(定年)	男60歳代	妻	○	町内	0	—	41	0	41	—	麦・大豆・野菜	麦・大豆・野菜	—	Y	
G	新規就農	男40歳代	(父), 子1	○	町内	50	○	70	0	120	林業・堆肥製造請負	米・麦・大豆・野菜	米・麦・大豆・野菜	—	Y	
H	新規就農(定年)	男60歳代	妻, (子2)	○	町内	10	○	45	0	55	鶏23	米・麦・大豆・野菜・鶏卵・炭	米・麦・大豆・野菜・鶏卵・炭	—	Y	
I	新規就農	男40歳代	妻, 子3	○	町内	100	ハ	90	35	225	鶏300, 蜂蜜10, 山羊1	米・麦・大豆・野菜・蜂蜜・果樹	米・麦・大豆・野菜・蜂蜜・果樹	—	X	
J	新規就農	男30歳代	妻, 子1	○	町内	8	—	45	0	53	—	麦・大豆・野菜	麦・大豆・野菜	—	Z	
K	新規就農(定年)	男60歳代	妻	○	町外	14	○	30	0	44	—	米・野菜	米・野菜	—	—	
L	新規就農	男50歳代	妻, 子1, 母	○	町外	0	—	185	0	185	—	大豆・野菜	大豆・野菜	—	—	
a	在村	男40歳代	妻, 子2, 母	—	町内	30	—	0	30	60	鶏400	米・麦・大豆・野菜・鶏卵・果樹・花き	米・麦・大豆・野菜・鶏卵・果樹・花き	—	—	
b	新規就農	男50歳代	妻, 子2	—	町内	50	○	0	0	50	鶏250	米・麦・大豆・野菜・鶏卵	米・麦・大豆・野菜・鶏卵	—	—	
c	新規就農	男40歳代	妻, 子1	—	町内	100	ハ	50	0	150	鶏100	米・麦・野菜・鶏卵	米・麦・野菜・鶏卵	—	—	
d	新規就農	男40歳代	妻	—	町内	30	—	20	0	50	自然食/スナック経営	米・麦・大豆・野菜	米・麦・大豆・野菜	—	—	
e	新規就農	男50歳代	妻, 子2	—	町内	16	—	0	0	16	鶏300	米・野菜・鶏卵	米・野菜・鶏卵	—	—	
f	新規就農	男50歳代	妻	—	町内	10	—	20	0	30	—	米・麦・野菜	米・麦・野菜	—	—	
g	新規就農	女50歳代	(主婦2人)	—	町内	15	—	6	0	21	—	米・麦・大豆・野菜	米・麦・大豆・野菜	—	—	
h	新規就農	男40歳代	妻, 子2	—	町内	38	○	12	0	50	鶏	米・麦・大豆・野菜・鶏卵	米・麦・大豆・野菜・鶏卵	—	—	
i	新規就農	男30歳代	妻, 子1	—	町内	100	—	20	0	120	炭焼製造販売	米・麦・豆類・果樹・炭	米・麦・豆類・果樹・炭	—	—	
j	新規就農	男30歳代	妻, 子1	—	町外	8	—	75	0	83	—	米・野菜	米・野菜	—	—	
k	新規就農	女50歳代	夫, 子2, 母	—	町外	0	—	7	0	7	—	麦・大豆・野菜	麦・大豆・野菜	—	—	
合計	—	—	—	—	—	872	—	1,183	71	2,126	—	—	—	—	—	

資料：小川町有機農業生産グループ『おがわまちの有機農業第4版』及び現地ヒアリングにより作成（2006年現在）。

注：1）営農・生活形態(調査農家のみ) X：農業粗収益概ね400万円以上で基本は農業専従 Y：農業粗収益100～400万円前後で農業が主 Z：農業はほぼ自給的に従事

2）水田はブロックローテーション含む。「共同」の○印は共同での耕作で、水田面積はその総合計なので合計値の一部は重複する。「オベ」は集落営農(非法人)のオペレータ担当を示す。

3）新規就農者の全員が町外からのIターン者である。

4）鶏は平飼の自然養鶏。

数（世帯）は23世帯であるが、このうち近隣の町村に居住して小川町内の農地を耕作している4世帯が含まれており、町内会員数は19世帯である。うち在村の農家は元会長A氏、C氏、a氏のみであり、残り20世帯はIターンによる新規就農者で、会員の大部分が新たに小川町に移住して農業を始めた人たちである。これは先の地域概要にみるように、小川町のようなIターン者が多い地域はもとより、こうした活動的な組織が存在している地域は周辺では皆無であり、その意味では傑出した地域といえる³⁴⁾。

グループ設立の基本的な目的は、会員相互の情報交換と、「有機農産物の店」という直売所の設置・運営（週1回開店）にあった。グループは年に1回の総会のほかに日常的に情報交換しているが、組織は緩やかな連携の中で、その基本活動は販売・経営を各世帯が自由に行うものであり、中には自給生産・田舎暮らし指向の会員もいるが、その一方、年間の農産物粗収益が500万円を超える会員もいる。会員の販売方法も多様で、それぞれ自らが販路を開拓した産消提携をはじめ、自主的な販売や以下で述べる販売部、グループ直売所、農協直売所を通じた販売などであるが、近年は販売部による割合が高まっている。会員は1人を除いて、コストや手続きの煩雑さに対してメリットが少ないとの立場からJAS認証には否定的で、2006年現在有機認証を受けている会員は皆無である。このため出荷される農産物は自然食品店の店頭で「有機」と表示できないが、農薬や化学肥料を使用していない生産の実態を消費者に情報開示して「小川町ブランド」で販売し、一定の成功

を収めつつある。しかし、町内の農協直売所での販売では「有機」やグループの表示ができないことから、一般の農家との価格面での差別化はできない状況にある。

こうした中で、近年、グループの会員が増加してきたことや、今後の新規就農者に対して所得確保の道を開く必要性などから、2004年に「販売部」を開設し、12世帯で自然食品店等への共同販売に取り組むことになった。これは、販売部の役員が中心となって、販売部会員が出荷できる野菜を事前にFAX・メール等で情報集約し、これを複数の自然食品業者³⁵⁾に打診して調整し、共同集荷による一元集荷多元販売を実施するものである。販売部の会員は、「就農以来全圃場を無農薬・無化学肥料で耕作していること、野菜ごとに栽培記録を記した栽培管理表を提出すること」を自主的に定め、これを入会や出荷の条件にしている。販売部の粗収益は徐々に伸張しており、2005年は約1,000万円強であったものの、2006年はその倍に増加することが見込まれている。主な品目は約20種類以上で、野菜では夏季がピーマン、インゲン、キュウリ、ナス、トマト、オクラ等、それ以外の季節ではキャベツ、カブ、コマツナ、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、ハクサイ、ダイコン等が中心である。このうち、ジャガイモ、タマネギ等は他の有機産地との競合が生じるが、グループは同一産地で多品種が確保できることや、消費地に近い利点を生かして鮮度で勝負している。夏季出荷の際は、保冷車を1日2万円(週3回:5~10月中旬まで)でチャーターし、ある取引業者7~8店舗の“朝取り野菜”用に出荷している。このため夏季には、朝4時頃に起床して荷詰め作業をし、8時30分までに共同出荷場まで搬送し9時に取引店に出発するシステムで出荷しているが、これによって運賃を2割程度までに縮減することに成功し、収穫後8~12時間以内に店頭の商品が並ぶようにしている。10月~4月は“夕どり”で20時までに出荷し、翌朝の開店時まで店頭に並ぶことになる。

商品は小売業者の買い取り方式で、販売価格についてはスーパーの慣行野菜の小売価格を基準に決定している。たとえば、小売価格に200%を除して卸売価格を設定し、前後10~15%の範囲内で、無農薬であることや需給実勢・販売事情等を考慮して調整することが多く、小松菜100gあたり65円が仕入れ値の場合、末端価格は約200%となり、小売単価は従来の産消提携のものより5割以上高くなることになる。また、余剰分はジュース、きなこなど加工品に回している。

販売部としては、店頭の輸入「有機」農産物との競合を避けるため、有機JAS認証団体との交流は一切していない。むしろグループに求められているのは「味と鮮度」であり、消費者の期待もそこにある。したがって、生協や大手宅配業者等は規格や輸送距離の問題、かつ求められるロットも大きいので、販売のメリットがないとしている。

販売部の運営資金は、販売手数料15%を確保し、5%をプール金として内部留保、10%

を作業シェアで役員に分配するという方式を採っている。現在は、販売部長で夏期出荷場の提供と総合管理のC氏、常時出荷所を提供しているB氏、注文書の作成や返品処理、メール関係を担当するD氏、納品請求書関係を担当するI氏、入金処理とFAX処理集約を担当するG氏という役割分担になっており、いずれも兼務で専従者はいない。人手が足りないときは、ほかの販売部員やその家族が臨時に出役して対応している。

②小川町における有機農業の展開と新規就農支援、その組織化

本論文でのヒアリング調査対象は、直近の販売動向を把握するため、販売部に所属する会員で、なおかつ町内に在住しているA氏～J氏までの10人（世帯）とした。このうち8人がIターン型の新規就農者であるが、就農の経緯は学卒後、他産業に従事する過程で環境問題等への関心を深め、20～30歳代で小川町に移住・就農した若年Iターン者が6人、定年後の第2の人生として有機農業を選択したIターン型定年帰農者が2人である。それぞれの経営内容は、前掲表3に示したとおりである。

まず、初代会長のA氏の有機農業への関わりからグループの特質を検討する。A氏は1971年以降、35年間にわたり典型的な「産消提携による有機農業」を実践しているが、この点に関してはすでに多数の報告がされているので³⁶⁾、ここではグループ創成にかかる部分だけを要約して記述する。A氏宅は小川町で数代続く農家で、水田・畑で約2haの経営規模を有するほか、1970年代前半までは酪農が経営の中心となっていた（ピーク時の搾乳牛35頭）。A氏は、農業高校から農業者大学校に進学し、卒業後は数年間、他産業に従事した後、1970年頃から実家の酪農部門を手伝うようになった。当時、酪農は「槽飼養」による多頭化が進展していたことから、肝臓疾患などで「牛が弱ってきている」と感じるようになった。また、当時市販の飲用牛乳は「還元乳」が主力であったことから、A氏は「健康な乳牛から搾った本物の牛乳を消費者に提供したい」と思うようになった。

しかし就農直後には米の生産調整が始まり、周囲の農家は一挙に生産意欲を失っていた。こうした中、A氏は新たな農業経営の展開方向を模索していたが、当時、「生態学的農業」を提唱していた東北大の栗原氏との出会いや、1971年に発足した有機農研の研究会に参加したことを契機に、以前から考えていた「自然循環に基づいた農業」を実践したいと考え有機農研に関わるようになった。A氏はその後、「有機農研青年部」の設立にも尽力している。すでに経営を継承しつつあったA氏は、父の加齢もあって酪農を徐々に縮小し水田・畑作を経営の主力にするとともに、1971年から、農薬・化学肥料を使わない有機農法の実践をはじめた。そして、農業はあくまで自給が基礎であるという認識から、専作経営ではなく米麦に加えて野菜も自給する少量多品種生産を選択した。当初は一部の圃場80a

から着手したが、問題は自給以外の余剰生産物をどう扱うかであった。そこで周囲の消費者を開拓し、それをグループ化して「会員」になってもらいそこに販売するようになった。組織化の過程は、年1回の農業祭の機会に、映画祭や読書会を通じて安全な食の必要性を消費者に粘り強く訴えるものであり、有機農研の「提携10か条」を具現化したものである。

この会では、月27,000円の会費制によって、季節の農産物を会員に届けるボックス野菜方式を採っており、生産者の所得を消費者が直接支えるというCSAの先駆けともいえる。ユニークなのは、会員数を経営規模から割り出す方式を導入したことである。すなわち、生産できる米の生産量を「80aで6俵/10a」とした場合、2俵を飯米とした残りの「月20kg×12月＝約4俵」で賄える10世帯を上限とするなど「A氏宅の農業生産でまかなえる量の世帯」を適正規模としたのである。産消提携の内容は米のほか、平飼いの鶏による卵と牛乳（自家消費扱い）、野菜約60品目であったが、この方式は、元来ムラの内部で行われていた「お裾分け」（ゴマとキュウリをつくる農家同士が物々交換するような地元農家の慣習）の伝統を、ムラの外に拡大したようなものであり、A氏自身にとっても違和感はなかった。石油ショック当時だったので、自動車が使えない事態を想定して、会員の距離を「同じ川筋で自転車の行き来できる範囲」とした。会費収入は27,000円×10戸で消費者との話し合いで決定されたが、その経費の根拠は厳密な原価計算ではなく、収入を親子で分けて生活する最低保証から逆算したものであった。その根拠となったのが、農業者大学校時代に学んだ「都市と農村のいいところを取り入れるべきこと」「食べ物商品ではなく市場経済には馴染まない」との教えを実践したものであった。会員は月1回の例会のほか、除草等の援農を義務づけられた。当時の会員は、生協の組合員、学校の教師などで、援農も含めて積極的に会運営に参加し、当初は順調に推移したが、発足後2年1か月目に崩壊する。主因は、会費の金額へのクレームをはじめとして、援農に來れない人へのフリーライダー批判、さらには「当時の先鋭的な住民運動家の意識を、一農民に強要するような押しつけ」などによる内紛で、A氏は「自分についていけない」と感じ会を解散したのである。

解散後、A氏に賛同する元会員の1人とともに新規の消費者との間で産消提携を再開するが、今度は会費制を廃して、営農を支えてくれる有志の自由意志による金額＝「お礼制」で営農を続けていくこととした。援農も義務にはせず、会員の自主性に委ねるなど「甘えない親戚関係」をつくろうとしたのである。新規会員には配送により遠隔地の居住者も加えることにし、宅配便普及後はこれを利用している。一時期、『複合汚染』の有吉佐和子や宮城まり子らも加わっていたこともあった。「お礼制」による産消提携は、今日まで30数年間持続しているが、消費者の「お礼によるいい値」に従っていても大きな問題が生

じなかったことから、再生産の「帳尻は合っている」という。都市の消費者らは「災害時にはAさんのところに行こう」と親戚づきあいできる田舎ができたことへの安心感があるようである。経営内容も会費制当時の「適正規模」を維持しており、コメと自家消費扱いの牛乳を含めた提携先は10戸のみである。東京都内の会員には月に1回配送し、近所の会員は自宅まで取りに来てもらっているほか、地域外の会員には週1回の頻度で野菜のみ（飼料袋1袋相当量）をボックス野菜方式で「1袋野菜」として提携しており、現在会員は30世帯にまで拡大している。しかし、近年では中心となる10世帯も高齢化が進んだため、「1袋野菜」で需給調整していることもあり、合計の取引世帯数は約40世帯に及んでいる。現在の営農の基本は、少数の乳牛に加えて、平飼養鶏で堆肥原料を確保し、少量多品種の有機野菜生産、アイガモ除草による有機水稻生産を組み合わせた有畜複合経営である。平飼養鶏で少量多品種の野菜・穀作といった営農方式は、会員の多くに共通した営農形態である。

A氏の取組みは、地元で代々続いた農家の試みとはいえ当初は周囲から全く理解されず、とくに最初の消費者交流の段階や、有機農業の根幹に関わる農薬の空中散布反対、また上流源を農薬汚染してしまうゴルフ場の建設反対の取組みでは、農薬散布や開発を主張する慣行農家、地元の開発業者との間で長期間緊張関係が続くなど、地域で難しい立場に立たされたこともあったが³⁷⁾、地道な営農活動によって徐々に周囲への理解を深めてきた。15年前に地区内の水田が基盤整備された際には営農組合長に就任、中核的な担い手として無農薬で麦・大豆生産を受託し、2004年からは地区ぐるみで、60戸15haの水田で有機生産をベースにしたブロック・ローテーションを実施している。これは、小麦・大豆ブロックをグループ会員を中心としたオペレーターが無農薬で栽培し、水稻ブロックについては、集落内の慣行栽培の農家も飯米確保で個別に参加できる方式である³⁸⁾。ここで生産された無農薬の米・小麦・大豆は、JAS認証は受けられないものの、埼玉県独自の「特別栽培」認証が受けられることから、産消提携のほかに町内酒造会社と産消提携して「小川の自然酒」として売り出しているほか、豆腐店、製麺業者、さらには町外の醤油会社等に契約販売し、小川町の特産物として注目を集めるなど地場農産加工業者との連携も強化している。このうちX豆腐店は高品質・直売をモットーにしており、有機大豆にプレミアムをつけて引き取るほか、これに影響され別のY豆腐店でも「有機」を訴求した商品の販売を開始したことから、2004～2005年にかけてグループ以外の慣行農家5戸も無農薬大豆の生産に参入した。このように、A氏らによる有機農業は、地域内で孤立した生産方式ではなく面的な生産体系に組み込まれていると同時に、地域内への波及的な効果をもたらしている。

以上のようなA氏の取組みは、1970年代前半における先鋭的な消費者との関わりを経て、

「お礼制」という独自の提携スタイルを確立し、周囲の理解を得て展開されている。さらに特筆されるのは、1980年代前半から自宅に研修生を積極的に受け入れ、有機農業生産の後継者を世に送り出してきたことである。1998年度以降、「就農準備校」として農水省の助成も受けており、A氏のほかB氏・c氏も含めて1年間の研修活動を担っているが、A氏宅には常時3～4名の研修生が滞在し、農作業の補助者としてA氏の農業生産を支えている。その数は過去約20年間で延べ100人以上に達しているが、それらの研修生の約9割が非農家出身者であること、その少なからぬ人たちが小川町や他の地域で新規就農している。グループの現会長であるB氏も4番目の研修生であり、グループ会員の拡大と有機農業の地域展開にとって重要拠点になっている。これらの研修生が地域に根を張るにしたがい、情報交換と交流を目的としたグループが形成されたのである。またA氏自身は販売部にはそれほど出荷しないが、組織を支えるために販売部には加入している。小川町に有機農業が定着し、新規就農者が安定的に参入している背景には、こうしたA氏の長年の取組みとグループの持続的な活動に負うところが大きい。その一方で、A氏やその後継者らが産消提携を中心とした営農活動に取り組めたのは、首都圏・大消費地に近いという有利な立地条件があったという点も着目しておく必要がある。

③小川町有機農業生産グループと新規就農・有機農業への転換

B氏以下のグループ会員は、いずれも様々な経緯によって就農しているが、以下ではその経緯や意向等について確認していく（表4）。

総じて、会員の環境問題への関心は高い。たとえば、現在グループの会長であるB氏は、高校時代に環境問題や社会問題への関心から農業の重要性を考えるようになり、酪農への新規就農を志すものの、当時は新規就農のハードルが現在よりも高く、一旦東京に戻り営業職のサラリーマンとなった。しかし「東京での生活はお金で何でも欲しいものが手に入り、享楽的な生活を過ごした時期もあったが、やがて、“モノを動かす人の力の方が強く、モノを作る側の力が弱い”ことに矛盾を感じるようになった。自分はやはり自然の中でモノを作る側に立ちたい」と考え、また「かつて挫折した大規模営農ではなく、機械に頼りすぎないより自然と調和した就農」を模索するようになる。そしてA氏の研修生となり、有機農業による少量多品種生産と産消提携販売の方法を学ぶ中で、「井戸掘り」³⁹⁾等のボランティアに関わっていた現在の妻と出会い、1984年に結婚して就農した。こうした経歴もあり、B氏もまた、環境と調和した少量多品種生産を基礎にした営農に取り組んでいる。現在では、グループをまとめる役割を果たすとともに、後継者の育成にも積極的で、A氏と同様に就農準備校の指定を受け、研修生育成に力を注いでいる。

表4 ヒアリング調査農家の就農・移住経緯 (A氏を除く)

農家	出身地	前職	移住年	就農準備	就農・移住経緯
B	東京都	会社員	1984	北海道酪農実習(2年)→A氏宅研修(1年間)	・非農家の自家営む世帯に生まれ、農業とは無縁の環境。 ・高校時代に園芸や社会問題に関心を持ち、農業の重要性を考えた。1980年から北海道へ。 ・新規就農を目指すも、自己資金の確保や生乳の計画生産などで非常に困難で、一旦東京に戻り営業職に就く。 ・その後、有機農業専攻生で地元就農の最も初期の事例。その後、町内別地区に農地一部購入の上、家を新築し転居。 ・A氏宅研修卒業後、17年前から木村や秋の林業で、あるいは林業での雇用作業などに従事。 ・最近5年間は農家の仕事をやめ、春〜秋は農業中心、冬は林業中心に生計を立てている。林業出役は年間約20〜30日、冬場の農作業は妻が中心にしている。 ・子供の体調不良や運動不足などから、自然環境保全の意識がより高まる。その過程でグループを知り、コルファ場建設運動に関与したことから、自然環境保全の意識がより高まる。その過程でグループを知り、自然環境保全を目的に入会。現在は販売所の責任者。
C	埼玉県(埴木村)	自営業(木工・林業雇用作業)(現在も兼業)	—	進修方法で兼業農家と →自営業(木工・林業雇用作業) →自営業(木工・林業雇用作業)	・都市近郊の兼業農家の生まれだが、すでに農業はほとんどしていない。 ・高校時代は園芸に関心を持ち、環境・自然系の専門学校を卒業。 ・卒業後、農業法人(漬物原料野菜の生産・販売)に就農。農業をしながら1年間研修ののち結婚し2003年に就農した。 ・非農家出身。東京で様々な職業を経験。 ・1983年頃からフリーランス・スクワッド運動やコルファ場問題に関与。 ・比企郡内の保育園経営者として活動していたが、A氏らとの交流から、後に研修に通う。のちに就農。
D	埼玉県	農業法人職員	2003	環境系専門学校(環境系)→A氏宅研修(1年間)	・非農家ながら、農業に憧れ北海道の大学に進学。新規就農はしなかったが農協全国連に就農。農機具関係等の部署で長年勤務。退職制度に抵触し、定年帰農で憧れの就農と田舎暮らしに。H氏が職場の先輩だったので紹介を受ける。 ・50歳代で早期退職。資金は前増退職金と年金。
E	京都府	会社員	1993	小川町周辺に環境系専門学校(環境系)→A氏宅研修(1年間)	・非農家出身。東京で様々な職業を経験。 ・1983年頃からフリーランス・スクワッド運動やコルファ場問題に関与。 ・比企郡内の保育園経営者として活動していたが、A氏らとの交流から、後に研修に通う。のちに就農。
F	福岡県	農協全国連	2003	農業指導員(農協)→A氏宅研修(1年間)	・非農家出身。東京で様々な職業を経験。 ・1983年頃からフリーランス・スクワッド運動やコルファ場問題に関与。 ・比企郡内の保育園経営者として活動していたが、A氏らとの交流から、後に研修に通う。のちに就農。
G	東京都	会社員→遠上国NGOボランティア	1990	遠上国NGOボランティア(通称)→A氏宅研修(1年間)	・非農家出身。東京で様々な職業を経験。 ・1983年頃からフリーランス・スクワッド運動やコルファ場問題に関与。 ・比企郡内の保育園経営者として活動していたが、A氏らとの交流から、後に研修に通う。のちに就農。
H	長野県	農協全国連	1999	農協全国連(農協)→A氏宅研修(1年間)	・非農家出身。東京で様々な職業を経験。 ・1983年頃からフリーランス・スクワッド運動やコルファ場問題に関与。 ・比企郡内の保育園経営者として活動していたが、A氏らとの交流から、後に研修に通う。のちに就農。
I	静岡県	会社員	1992	バト建機(通称)→A氏宅研修(1年間)	・非農家出身。東京で様々な職業を経験。 ・1983年頃からフリーランス・スクワッド運動やコルファ場問題に関与。 ・比企郡内の保育園経営者として活動していたが、A氏らとの交流から、後に研修に通う。のちに就農。
J	(夫)大阪府(妻)埼玉県(埴木村)	(夫)自営業(木工・林業雇用作業)(現在も兼業)	2003	(夫)50日間(農協)→A氏宅研修(1年間)	・(夫)非農家出身。石油関係会社勤務を経て自然エネルギーへの関心から、木質バイオマスのコンサルタントに転職し現在も兼業。農業は妻が中心。以前より田舎暮らし・有機農業指図を希望。福祉施設勤務を経て、農の中間農業研究に。B氏を知り研修に入る。専業農家になる意識はないが、ある程度の販売をせざし本格的に研修して就農。

資料：現地ヒアリングにより作成。

注：下線・太字は、就農・移住経緯でポイントとなる箇所である。

同様の意識は全員にほぼ共通している。D氏は、専門学校で環境問題を学んだ後、大規模慣行生産の農業法人で農薬を浴びた経験から、「健康によく、自然とともにある有機農業がよい」と考え就農している。E氏も、地域のゴルフ場問題やフリースクールへの関与を経て、「地域で仲間が助け合いながら取り組み、環境にやさしい有機農業で生活しよう」と考え就農している。G氏もまた、木材輸入商社に在職時、途上国で熱帯林を大量に伐採し木材を輸入する現場に接して疑問を感じ、各国での「井戸掘り」ボランティアに入るが、そこで小川町の活動を知り就農している。一方I氏は、建設コンサルタントの業務で地元のニーズと遊離したODA事業の実態に矛盾を感じ、「地域の人々に役立ち自然の循環を生かしたエネルギーはないか」と考える中から、中国四川省で見聞したバイオガスプラント建設の実践を思い立った。この実証のため、B氏宅に小川町の第1号バイオガスプラントを建設し、圃場においてプラントで製造される液肥の効果を試しているうち、「自らも農業を実践したいと考えるようになり」就農することとなった。現在では、居住する集落内の水田作業をほとんど全て引き受ける「中核的な担い手」に成長している。J氏も同様に、自然エネルギーへの関心から木質バイオマスのコンサルタントを仕事とするようになり、このつながりで就農した。現在、バイオガスプラントは、A氏、B氏、I氏宅のほか町内全6か所で稼働しているが、I・J氏とも、後述するように、地域単位でバイオガスプラントを運営し地域エネルギー自給を目指す「特定非営利活動法人 小川町風土活用センター（「NPOふうど」）」にも積極的に関与している。これらの層は、いずれも20～30歳代に新規就農したことにより、販売部の活動にも積極的で、経済行為としての有機農業を確立しようとする傾向が見られる。

また、Iターン型定年帰農者のF・H氏は、ともに同じ農協全国連に勤務していたが、農協系統としての有機農業支援事業に関わった先輩のH氏が、有機農業を実践したいと考え先に小川町で移住・定年帰農していたことから、F氏もこれに学び、早期退職して同じ町内で就農している。F氏は非農家出身で、H氏は農家の次男と出身の違いはあるが、ともに「農業への憧れ」から農協全国連に就職した経緯もあり、定年帰農の選択は必然であったようである。F氏は「無理のない就農と農村での生活への関心」から、またH氏は「身体によく、子供の頃の自分の家の農業と同じやり方」の農法の模索から、小川町で少量多品種の有機農業を実践することとなった。なおH氏は、「NPOふうど」にも関わりながら、地域の子供たちに対する里山保全活動ボランティアやゴルフ場問題等の環境問題の取り組みにも力点を置いている。若年で就農した層と比較して、年金をベースとした「田舎暮らし」をマイペース型で実践しているが、両者とも「歳を取ってまで農薬を浴びるような農業はしたくない」ので「やるなら有機農業をと思っていた」としている。ここに、定年帰農と

有機農業とが親和性を持つことが示されている。

これらのIターン者は、いずれもA・B・C氏宅での研修の経験後、その斡旋と紹介で移住・就農しているが、集落の会合への出席や役回りを積極的に引き受けるなど、集落住民の理解を得て、農地の借り入れと経営規模の拡大を実現している。

一方C氏は、元々小川町で代々続いた農家（分家）であり、数少ない在村農家の会員である。有機転換の理由は、子供の体調の問題から少しでも体にいい野菜を作ろうと、自ら農薬・化学肥料を使わない農法に転換したことによるが、C氏にとっての大きな転機となったのは、自宅周辺のゴルフ場の建設問題である。周囲の人たちと種々の対策に取り組んだが、尾根を隔てた既存のゴルフ場とも粘り強い交渉の結果、全国でも初めての「農薬使用基準」を締結し環境保全につなげている。自分が無農薬で生産しても、上流河川や空気が農薬で汚染されている意味がないからである。そのときまでグループのことは全く知らず、手探りで有機農法を実践していたが、この過程でグループの存在を知り、グループで開く町内の直売所に野菜を出荷しようと思い加入した。グループへの加入による情報交換と仲間づくりの成果は大きく、現在は販売部の責任者として活動している。

以上を整理すると、それぞれ有機農業に関わった経緯は異なっており、若年の新規就農者や在村農家は販売部に対してより積極的に関わっていること、一方Iターン型定年帰農者は、年金をベースにした「田舎暮らし」指向があるという違いはあるが、共通している点は、「就農とともに地域の環境を保全しながら暮らしたい」という強い意志である。ここに、有機農業の担い手と環境問題との強い関係がうかがえるとともに、有機農業のあり方が、本質的に地域環境保全をベースとした存在であることがわかる。

④有機農産物の販路とその規模

調査対象農家の販売実績を表5に示した。販売部への出荷（直売所への出荷を含む）の割合を大別すると、販売シェアのうち販売部≧産消提携が6世帯、うち販売部のみ（産消

表5 ヒアリング調査農家の販売実態（概数）

農家	農産物販売シェア(%)					産消提携と販売部等との関係
	産消提携①	販売部②	直売所③	その他	合計	
A	90.0	5.0	5.0	0	100.0	①> (②+③)
B	45.0	50.0	0.0	5.0	100.0	(②+③)>①
C	40.0	30.0	0.0	30.0	100.0	①> (②+③)
D	50.0	30.0	20.0	0	100.0	①> (②+③)
E	33.0	34.0	33.0	0	100.0	(②+③)>①
F	10.0	80.0	10.0	0	100.0	(②+③)>①
G	0	100.0	0	0	100.0	(②+③)>①
H	95.0	5.0	0	0	100.0	①> (②+③)
I	0	90.0	0	10.0	100.0	(②+③)>①
J	40.0	60.0	0	0	100.0	(②+③)>①

資料：現地ヒアリングにより作成。

提携なし)が2世帯、産消提携>販売部が4世帯となっている。販売部に参加している調査対象者は販売部への出荷割合が高いが、その内容は販売部・産消提携・農協等直売所のほか、自宅での直売や保育園給食等、その内容は多岐にわたっている。但しグループ全体では、残りのグループ会員13世帯のうち町外在住の販売部員3世帯は販売部に出荷するものの、10世帯は販売部には出荷していないので、農産物販売量の約半数は産消提携が占めているものと考えられる。

しかし産消提携は、現在大きな岐路に立たされている。たとえば、就農後約22年が経過したB氏の販売経路をみると、就農初年度は知り合いや親戚と給食事業への供給などを含む10戸の消費者との産消提携から出発、次に近隣の団地や都内の消費者を自ら開拓し、自家配送で野菜を届けはじめた。就農して3年位はアルバイトをして生活費を確保していたが、有機農産物の認知と普及に伴い提携先が拡大し、4年目から農業専従で所得を確保できるようになった。週1~2回配送するボックス野菜流通を基本チャンネルに、A氏と異なり料金を明示して1回2,500円としたが、その後は宅配便の普及もあり最盛期には取引先は60数世帯に達した。しかし流通の中心を占めた産消提携も、現在では45世帯に減少している。これは、当初の提携世帯との関係が配達時に「お茶を飲んでいって」と誘われるほど濃密なものであったものが、有機農産物販売のチャンネルの多元化によって、そうした関係が希薄になってきたこと、外食や中食などが増える中で、旬の野菜を全量引き取って調理しなくてはならないボックス野菜のニーズが縮小してきたとみられるからである。

こうした傾向は、比較的長期間就農しているC氏・G氏・I氏らにも共通して見られる。C氏は、自宅での直売も含めて約4割を産消提携の販売に頼っているが、産消提携や個人販売は消費者と直接対話できるので面白く手取りも高いものの、自分で配送する手間のことや、今後新規参入する人たちの販路確保のためには、販売部にチャンネルを集約化する必要があると考え、自ら販売部の責任者をつとめている。またG氏の産消提携の売上は、就農直後の1993年頃は順調に25戸まで取引世帯が増えたものの数年で減少に転じ、「ラジオで世帯当たり人員が長期にわたり増える見込みがないという番組を聞いて、世帯を相手に販売する産消提携には展望がない」と考え2001年には産消提携を完全に中止した。このG氏は、販売部創設以前からB氏・C氏らと自然食品店での販売を試みるほか、現在も無農薬小麦を乾麺業者に卸すなど多面的な販売チャンネルを開拓してきた。その後、現状では慣行農産物との差別化ができず、生産の最盛期には「安売り合戦」となってしまう農協直売所での販売を拡大しようと、2002年に会員では唯一、有機JAS認証を受けて「有機コーナー」を開始した。しかし、生産に不可欠な雑草除去用の“生分解マルチ”等生産資材の一部が2005年改正JAS法で認可されなくなったこと等から、現在は認証をとりやめ販売部の

みに出荷を集中している。さらにI氏は、産消提携の重要性を認識しつつも、従来の産消提携による有機野菜は規格や見かけに縛られる慣行農産物を批判するあまり、「品質向上を疎かにして消費者との馴れ合いに陥り、農産物の品質が向上しなかった」ことを問題視し、「慣行農産物とは異なる意味で、有機農産物としての品質向上とそのための営農改善を真剣に考えるべきだ」と主張し、取引業者からの刺激によって「野菜の品質が向上した」販売部のメリットをあげている。就農して日が浅いF氏もまた産消提携の「楽しさ」を理解しつつ、「もし慣行法の就農だったら出荷先は直売所しかなく、販路が限定されしかもコストがかかる一方、有機農法で生産しグループに入っていれば販売部にも出荷できる。これから新規就農・定年帰農する人には、小規模でも販売できる有機農業グループという組織と販売部の存在は非常に大きい」として、販売部とその存在を前提に小川町での有機農業の利点をあげている。

一方、E氏は、産消提携の減少と販売部の重要性を認めつつも、周辺人口の持続的な増加を背景に⁴⁰⁾、提携先を開拓する可能性は十分あるとして、引き続き産消提携も重視していきたいとしている。H氏も、新規就農の拡大にとって販売部は不可欠としながらも、有機農業本来の少量多品種生産が、販売部への集荷に伴い特定品目に集中することで変化する弊害を懸念している⁴¹⁾。J氏も「自然の中での地産地消が理想だが、現実には“食べていく”のは難しい。販売部での販路は助かるが、東京（都会）を相手にしなければいけないということで矛盾も感じる。しかし、小川町のよさは消費者が近くにいることで、ここをポイントに都市と農村の交流を深めるなどで新たな方向を模索している」としている。総じて、就農年数の浅い層が、産消提携の面白さや可能性に魅力を感じているように思われる。

会員個々の農業粗収益をみると、年間250～550万円の間分布しており、農業所得率を50～60%程度と換算すると、家計収入の確保のために兼業を余儀なくされる会員もいるということになる。実際、家族の副業や冬期はアルバイトに従事している会員も存在するが、会員全体に共通しているのは、「安心して安全な食がほぼ完全自給できる生活」「豊かな自然の中の暮らし」「自由で自己決定権のある職業としての農作業」「消費者に喜ばれる関係性」「地域での様々な活動や仲間のつながり」等に最大の価値を見出していることであり、所得の向上については販売部の拡充などを通じて、中期的に実現しようものと考えている。

このように、産消提携販売が限界にある中で、販売部は新たな段階を迎えている。現在の販売規模と販売チャネルは、産消提携を中心とした少量多品種生産を基礎に積み上げた販売方法の延長線上にあり、販売部のスタッフも非専従で、実際には「業者への直売」であることから、本格的な広域市場流通段階に対応したものにはなっていない。しかし、共

同販売が本格的に始動すると、特定野菜に生産が集中し作型が単純化するなど、経営と農法に微妙な変化が起き、長崎県の事例のように「有機農産物の連作障害」が発生する可能性もある。だが小川町の場合には、JAS認証を取得して単品で大規模有機産地と競争しようというのではなく、「小川ブランド」としての鮮度と味、あるいは「同一産地での多品種生産」といった点がセールスポイントになっている以上、取引形態は大きく変化しないものと考えられる。またグループ全体として見た場合、販売部以外にも、オペレーターとして集落で重要な役割を果たしている大規模経営のc氏が共同販売には参加していないことや、自然食レストランと一体になった農業を営むd氏をはじめ、グループには多様な会員が存在している。グループは、販売部の共同販売では細かいルールを定めた多応しているものの、グループ全体では、会員の自主性を重んじた多様で緩やかな組織運営をしていることや⁴²⁾、グループの会員が自然環境保全を最も重要視していることなどから、将来的に販売部の取扱い割合が高まり一定の作付に変化があったとしても、地域資源循環を重視した少量多品種生産を基本とする農法が維持され、産消提携や自主販売が、販売部と共存しながら一定の役割を果たしていくものと考えられる。

(3) 有機農業の支援体制と地域資源管理

小川町における有機農業の大きな特徴の一つは、行政による技術支援体制が整備されつつあること、二つには有機農業への取組みが、地域内の資源循環や資源管理活動にまで拡大されており、いずれの活動にもグループ会員が積極的に関与していることである。

まず第1の点については、販売部活動の隆盛に伴い、それまでの「虫食い野菜でも自然のままだからよい」という農産物の品質を、共同出荷の拡大に備えて改善を求められたC氏らが、2005年に東松山農林振興センター普及部に相談して以来、同・普及部が技術支援に乗り出したことである。埼玉県では、県独自の特別栽培認証制度のほかに、「有機100倍運動」を展開するなど⁴³⁾ 行政をあげて有機農業の支援を行っており、減農薬・減化学肥料を中心としたより安全な農産物の供給に取り組んでいる。普及部から、①育苗段階で苗が健全だと後の育ちがよく害虫にも強いこと、すなわち育苗段階の防除によって無農薬でもより高品質・高収量の野菜が生産できることと、②鶏糞の多投で石灰過多となっている土壌を改良すれば果菜類の品質が向上するという試験結果を示し、B氏宅の育苗ハウスに大麦と天敵⁴⁴⁾を導入し実証試験を行ったところ、非常によい結果が出たことから、この技術を一般化するために有機農家と普及部による勉強会が続けられている。県の普及部が本格的に有機農業の技術支援を行っている事例は全国的にも少なく、貴重な取組みといえる。

第2の点については、小川町環境衛生課と「NPOふうど」との共同事業として、2001年度から家庭生ゴミを分別収集してバイオガスプラントに搬入し、液肥を作る事業を全町的に展開していることである⁴⁵⁾。すでにA氏・B氏宅では、家畜糞尿と人糞尿を嫌気発酵させガスと有機質液肥を製造する家庭用プラントが稼働しており、都市ガス並みの家庭用ガスと肥料を自給していたので、これを町の全域に拡大しようと取組んだものである。本事業は環境省（旧環境庁）によって、1999年度「地球温暖化対策実証実験地域予備調査」に採択され、①バイオガスプラントは、「NPOふうど」が建設し運転を担当する、②生ゴミの収集・運搬、そのためのブロック割などは行政が担う、③生ゴミの分別徹底は自治会を中心に実施し、「NPOふうど」が宣伝活動に協力する、④液肥の分析、水稻生育試験は県農林総合研究センターが担当し、日常の管理と記録は「NPOふうど」の会員農家が実施するという役割分担となっている。ここで製造された液肥は、グループ会員の圃場に還元されている。すでに試験研究レベルで液肥の成果は確認されており、2006年度後半の新発酵槽の稼働を契機に、2006年11月時点における町内100世帯の実施世帯をより拡大する予定である。この参加家庭には、生ゴミ処理協力費として液肥によって生産された野菜を受け取れる「生ごみクーポン券」が発行されている。このクーポン券は「地域通貨」⁴⁶⁾のスタイルを取っており、発行元は「小川町農業後継者の会（通称「わだち会」）」である。生ごみクーポン券の単位は“FOODO（ふうど）”で、1FOODOは500円に相当する。生ゴミの提供家庭には、農業祭の開催会場で「わだち会」の野菜農家が用意した野菜パック（1,500円相当）を5FOODO（クーポン券3枚）と交換している。現在は「わだち会」がクーポン券を町に渡して現金に換金しているが、I氏らによれば、従来の焼却処理費44円/kgに比べてバイオガスの場合には20円/kgと低コストであり約24円/kgの節約になっている。将来的には「NPOふうど」が44円/kgで処理を業務受託するとともに地域通貨を発行し、この地域通貨で液肥の販売を実現できるのではないかと期待している。農家に溜まった地域通貨をNPOふうどが液肥の販売で回収することが可能となるので、地域通貨が地域資源の循環を媒介することにつながるのである。ちなみに、生ゴミの地域内循環の移行率が高くなれば地域通貨の流通量も増えることになるが、小川町の年間生ゴミ発生量1,600トンから換算して、実に最大で4,000万円相当が地域通貨の原資に振替できることになる。

こうした全町的な資源管理システムの稼働を踏まえて、町としても「有機農業の町」「エネルギー自給の実績」を対外的にもアピールしているが、こうした取組みは農産物販売店の店頭等でも告知されている。たとえば、B氏は自然食品店との取引において、消費者に対して農業生産のみならずバイオガス施設の存在をアピールしているし、また店頭における小川町の取組み紹介でも「ユニークなりサイクル・エネルギー自給」が告知される

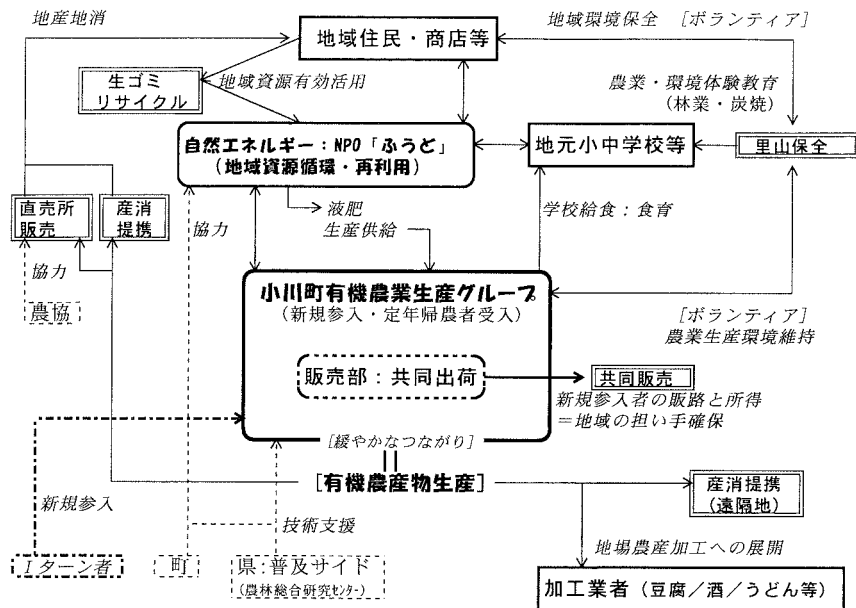


図2 「小川町有機農業生産グループ」と地域活動とのつながり（模式図）

こともあるという。これらの活動全体が、小川町における有機農業の「差別化」につながっているといえよう。

小川町ではこのほかにも、C氏・G氏らによる間伐材を枠組木材にを使ってビニールハウスを「ガラスハウス」に建てかえる活動や、堆肥の共同生産、A氏による廃食油を活用したVDF（トラクターの軽油代替）⁴⁷⁾、小中学生を対象にした農業体験と食育の実践など、有機農業と地域の資源循環を推進する様々な活動が展開されている。それらの活動にはグループの各会員が関与し、Iターン新規就農者を中心とした会員と地域の人たちとの連携もつくりだされている。それを示すと図2のとおりになる。

4. まとめ—有機農業の地域展開の課題と展望—

有機農業の地域展開について、小川町の事例分析から導き出される点は次の3つである。その第1は、有機農業は、地域の自然環境保全と連動した形で推進することが求められているということである。それは、すでにみてきたように「自分の圃場で農薬を散布しないから安全」なのではなく、自然循環の中での生産活動ということが大前提になるということであり、そのためにはかつての選択的拡大による単品・大規模生産ではなく、少量多品種生産をベースにした生産体系が重要となる。有機農業の生産方式は「企業モデル」による市場流通だけでは存立し得ないものである。有機農業の生産方式を支えるためには、単なる「売り買い」だけでなく、地域の消費者や消費地との交流等を通じて、有機農業生産

に対する理解を得るための日常的かつ組織的な活動が重要である。

第2は、市場への遠近などの地域的な条件によっても異なるが、基本的に「安全・安心」だけでは「日本の有機農業・有機農産物」は生き残っていけないということである。小川町では、有機JAS認証を拒否し、自主的な情報公開によって「新鮮」「多品種」と「地域内でのエネルギー自給」を消費者にアピールしながら「輸入有機JAS認証農産物」との差別化を図ろうとしている。FTA交渉など農産物の貿易環境が予断を許さない状況において、有機農産物も輸入品との競合は避けられない。こうした中で面としての地域農業を維持するには、「地域に密着した有機農業生産」の展開と産地形成が不可欠である。このためには、小川町の取組みのような、多面的な地域活動を通じた消費者や市場へのアピールが必要である。

第3は、生産者以外の地域住民との間で、「顔の見える関係」の構築が極めて重要となる点である。すなわち形は異なっても、「顔の見える」関係が維持・継続されていくことが、有機農業の展開にとって不可欠の課題であるといえよう。

今後、消費地から離れた遠距離にある産地など、立地条件の異なる地域との比較研究や、産消提携と市場取引との相互関係がどのような形で展開していくかといった点などについても掘り下げた分析が必要である。

[付記]

本論文は、科学研究費補助金「有機農業・産直農産物の理念・手法・効果に関する日仏比較研究」（研究代表者：東京大学大学院・岩本純明教授、2005～2007年度）による研究会の調査研究の一部を成すものである。同研究会の方々には、貴重な助言を多数いただいたほか、現地調査でも多大な協力を得た。また本論文の作成にあたって、査読者の方々に大変示唆に富む助言を数多くいただいた。そして現地機関・各調査農家の方々には、現地調査の際、ご多忙にも関わらず長時間のおつき合いをいただいた。これらの方々のご指導・ご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

注

- 1) 2006年12月8日に成立し、同15日に施行された。『日本農業新聞』、2006年12月9日号。
- 2) 初期の有機農業生産者の多くは、農業空中散布や共同防除を拒否し農協共販からも離脱する中、地域からの理解も得にくく、また行政・農協の支援も受けられなかった。このように取りまざるを得なかった有機農業を指して、こうした表現がしばしば用いられた。高橋巖「有機農業」『共済総研レポート』1999年8月号、p.38。

- 3) 2005年の農地面積ベースデータである。この点について詳しくは、本城昇『日本の有機農業—政策と法制度の課題—』農山漁村文化協会、2004年、pp.162～163、足立恭一郎「有機農業推進政策導入の可否をめぐる経済学的考察」日本有機農業学会『有機農業研究年報Vol.5—有機農業法のビジョンと可能性—』、コモンズ、2005年、p.58（原資料：Organic Centre, University of Wales資料）を参照のこと。
- 4) 高橋、前掲レポートをもとに加筆。なお「有機農業の推進に関する法律」第2条では、以下のように規定されている。「この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」
- 5) 有機JAS認証の問題点と批判については、論者によってスタンスの違いはあるが以下に詳しい。本城、前掲書、pp.111～141、中島紀一「農を変えたい—社会の大本、農への期待を上げたい—」中島紀一編著『いのちと農の論理—地域に広がる有機農業—』コモンズ、2006年、pp.28～31、同「改正JAS法について—有機農業振興とJAS法の接点とズレ—」2005年、有機農業推進議員連盟資料、大山利男『有機食品システムの国際的認証—食の信頼構築の可能性を探る—』日本経済評論社、2003年、pp.184～187。
- 6) 中島、本城らは特にこの点を強調している。
- 7) 以下の2で詳述する。
- 8) 本城、前掲書、pp.119～141。
- 9) たとえば、記述されたものとしては残されていないが、かつて金澤夏樹は、農業史と農業経営学の詳細なレクチャーの中で、「農業の歴史自体が生産力をどのように維持し高めるかの歴史であって、有機物利用はその基盤をなすものであった」として「有機農業」という呼称を批判していた。
- 10) Sir Albert HOWARD, "An Agriculture Testament" 1940, (日本有機農業研究会ハワード刊行委員会、保田茂監訳・魚住道郎解説『農業聖典』、コモンズ、2003年)。
- 11) J.I.RODALE, "Pay Dirt—Farming & Gardening with Compost" RODALE PRESS, 1945, (J.I.ロデイル、一楽照雄訳『有機農法—自然循環とよみがえる生命—』農山漁村文化協会、1974年)。ここでロデイルは、「土壌の「消化力」は、土壌中の微生物およびその他の生物の量に直接関係する。有益な細菌の生命を破壊する化学肥料は、この「消化力」を弱めて、土壌の肥沃度を低下させる」と土壌への有機物還元の必要性を説く一方で、近代農法の行き着く先として「…農産物を工業に供給するために大規模な単作栽培をすすめ、小麦や綿花のような単一作物のために何千エーカーもの農場を拡大しようとする…農村の人口を減少させたり、あるいは彼らをたえられないほど孤独にするこの流れ作業方式の機械化農業は、国内のいくつかの地方において顕著な傾向である。われわれは「無人になった農村」を欲するだろうか。」とコミュニティの崩壊につながる農法であるとして、批判している。
- 12) R.loise CARSON "Silent Spring", 1962 (R.カーソン、青樹繁一訳『沈黙の春』、新潮社、1974年)
- 13) 注2のとおり。
- 14) 若月俊一『村で病気とたたかう』岩波書店、1971年、pp.183～197。
- 15) 有吉佐和子『複合汚染』新潮社、1975年。
- 16) 初期の産消提携による有機農業の展開については、荷見武敬ら『有機農業への道—土、食べもの、健

- 康一』、楽遊書房、1977年、天野慶之ら『有機農業の辞典』、三省堂、1985年、また、保田茂『日本の有機農業』ダイヤモンド社、1986年、などに詳しい。
- 17) K.ボランニー、吉沢英成ら訳『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社、1975年、p.63。ここでの訳語は「互恵」であるが、ボランニーの議論として一般的には「互酬」が使われるのでこれを採用した。
- 18) 本城、前掲書、p.73。
- 19) 1990年代に入って、産消提携に陰りが見え始めていたにも関わらず、有機農研が産消提携にのみ活動を集中し、有機農産物流通業者との取引や生協との提携などを重視しないことへの批判は、鈴木博「岐路に立つ有機農業・論争」『別冊宝島』145号、JICC出版局、1991年、などに詳しい。最近の情勢を踏まえての分析は、波多野豪「あらためて産消提携を考える」日本有機農業学会『有機農業研究年報Vol.4—農業近代化と遺伝子組み換え技術を問う—』、コモンズ、2004年、pp.53～70。ここで波多野は、社会運動としての産消提携が曲がり角にあることを多角的に分析した上で、「現在のわれわれは、顔が見えなくても安全を保証する方法として、多様なメディアを持っているのではないか。援農や実践的な学習機会の減少を情報の増加・多様化で補償できないだろうか。」と述べている。
- 20) 日本有機農業研究会『土と健康』各号、また<http://www.joaa.net/>。
- 21) 注5に同じ。
- 22) 中島紀一「農畜産物の虚偽表示問題と生協産直の課題」『生活協同組合研究』2002年5月号、pp.44～49、同「生協青果物の基本はSCMではなく産直（生産者・消費者の協働事業）で—SCM視点だけでは本質的に何も解決しない—」『生活協同組合研究』2003年2月号、pp.23～29。
- 23) 高橋巖『高齢者と地域農業』家の光協会、2002年、pp.144～165。
- 24) ながさき南部生産組合については、中島紀一ら『自立をめざす農民たち—日本の農業第224集—』農政調査委員会、2003年、また、ながさき南部生産組合『いのちと農の未来を創る主役たれ—産直組織ながさき南部生産組合25年の実践—』コープ出版、2000年、を参照のこと。
- 25) CSAについては、1999年の『環境白書』に掲載されて以来、地方行政などでも取り上げるようになったが、これは、日本の産消提携が、ドイツ・スイスなどヨーロッパを経由して、さらにアメリカに伝搬してシステム化され「逆輸入」されたことを示している。波多野、前掲論文、p.53、古沢広祐「有機農産物ビジネスの現状と可能性を探る」『農業と経済』1997年6月号、富民協会・毎日新聞社、pp.12～15、本城、前掲書、pp.263～264、また、大山利男解題・訳『アメリカのCSA：地域が支える農業—のびゆく農業第944号—』農政調査委員会、2003年、p.3。
- 26) 中島、注5前掲論文。また波多野はこの点について、「有機農業（農業全体）が本来（現在）果たすべき機能は、有機農産物（食べもの）の生産・供給だけでなく、環境を更新し、健全なものとして提供することである。したがって、有機農業がその機能を発揮するためには、生産物のやりとり以外にも、環境という要素を介した両者のつながりを模索する必要がある。生産者と消費者が互いに顔が見える関係を継続できるならば、その結合形態は多様でよいはずであり、産消提携の継続を実態の組織の維持とのみ捉える必要はない。」と述べている。波多野、前掲論文、p.61。なお「有機農業の推進に関する法律」第3条第1項でも、この点について以下のように規定している。「有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循

環境機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行わなければならない。」

- 27) 小川町においては、個別農家の事例分析・報告はあるものの、地域における有機農業の取組み全体を分析した調査研究論文はほとんどない。一方、各地で有機農業の地域事例分析を行った先行研究は多数あるが、ここでは参考のため、河本大地の宮崎県綾町における事例研究を見ておく。河本は、先行研究のサーベイを行う中で「有機農産物産地の持続にはコスト低減の努力のみならず、非経済的側面もますます重要になってきていると考えられる。とくに、理念的なものが重視される有機農業に対して、農家がどのような意識を持ち行動しているかを十分に検討する必要がある」として、これまでに取り組まれていなかった「産地の農業構造や農家経営状況を解明する手法に、農家の多様な意識や行動という観点を取り込み」ながら、「多様なアクター」である「農家の受容形態の多様さ」を多角的に分析している。この中で、農家・地域における受容形態の相違から来る意識のズレや対話の欠如、リーダーの不在といった状況が、有機農業産地としての持続性に影響を与える状況にあることを明らかにし、有機農業産地の持続可能性を担保するには、産地内諸アクターと対等に議論できる場所の設置などを提案している。しかしここでは、最近の産消提携や市場をめぐる変化といった有機農業独自の環境についての言及や分析は見られない。河本大地「有機農業の展開と農家の受容—有機農産物産地・宮崎県綾町の事例—」『人文地理』第57巻第1号、2005年、pp.1～23。
- 28) 2006年11月の小川町役場現地ヒアリング、『農林業センサス』、小川町農業委員会資料等による。
- 29) 注28に同じ。
- 30) 2006年10月の小川町役場、東松山農林振興センター現地ヒアリングによる。
- 31) 在宅型定年帰農とは、在宅（村）で「農外兼業を主に」従事してきた農家世帯員が、定年を前後に「農業を主に」就農を移動することであり、埼玉県における定年帰農の中心をなすものである。詳しくは、高橋、前掲書、pp.245～287。
- 32) 埼玉県農林部資料（2004年度データ）。<http://www.pref.saitama.lg.jp/A06/BB00/syunou/genjou/genjou.htm>
- 33) 2006年の現地ヒアリング、及び小川町有機農業生産者グループ『おがわまちの有機農業第4版』2005年、による。
- 34) 首都圏で同様の傾向を持つ地区として、千葉県安房郡三芳村、茨城県旧新治郡八郷町（現・石岡市八郷地区）などがあげられる。
- 35) 現在主要な取引業者は2社で、このうち1社は、「会社設立当初はリヤカーの引き売りで有機農産物を売っていた」という有機農産物流通業者の草分けともいえる業者であり、「小川町ブランド」を理解した販売活動を行っている。これら2社の主要な販売店は、東急東横線の沿線を中心とした駅前やデパートなどである。
- 36) たとえば、金子美登『実践者からみた日本の農業と環境』農林中金総合研究センター、1990年、など。
- 37) ゴルフ場建設問題はバブル期に頻発したが、比企郡下では汚職問題等にも発展、現在では建設ブームは去ったとされる。注36の文献などを参照。

- 38) 1年ローテーションであり、飯米確保の農家が若干ではあっても除草剤・農薬を使用することから、JAS有機認証の定める「無農薬・無化学肥料移行期間の2年間」が担保できない場合が多い。しかし埼玉県の特裁栽培規定には合致するため、A氏はこの登録を行っている。なお、この埼玉県独自の規定自体も、A氏らの強い働きかけがあって実現したものである。
- 39) 機械がなくても井戸が掘れる「上総堀」ボランティアが、上智大学の教員・学生を中心に数多くの途上国で実践されていた。このつながりが、小川町の新規就農者のネットワークづくりにも生かされている。
- 40) 現地ヒアリングによれば、本田技研工業の大規模自動車工場が寄居町と小川町との境界付近に建設されることがすでに決定しており、数千人単位での移住が見込まれるとしている。
- 41) これについては、現在でもG氏において、圃場によってはシシトウをやめてピーマンに集約するほか、ハウレンソウ・コマツナに限定して作付けるなどの変化があり、I氏でもカブ・ニンジン・ダイコンなどの作付割合を増やすといった傾向が見られており、会員ごとの作目固定や会員間での分業化が一定進む可能性はありえよう。
- 42) グループは、A氏、B氏らが重要な役割を果たしているとはいえ、幹部グループが強力に組織全体を牽引するといったスタイルはとっていない。これに関連して、筆者は以前、Uターン型定年帰農者のような「外部からの人材」を受け入れ、その活動を持続的に再生産させるためには、地域農業組織が、組織の柔軟な多様性を担保するグループを基礎にして、その中にアクティブなグループを位置づけるような「二重構造化」が必要になると指摘しているが、グループと販売部との関係もそれに合致する。担い手が多様化する中で持続可能な地域農業組織の一つのモデルとも考えられる。高橋巖「総括：地域の担い手と定年帰農・帰村—Uターン高齢者のライフスタイルと農村—」社団法人農協共済総合研究所・田畑保編『農に還るひとたち—定年帰農者とその支援組織—』2005年、pp.289～298、を参照のこと。
- 43) 埼玉県では、1997年から県独自で「有機100倍運動」を展開している。この運動は、「2010年までに、埼玉県の農産物生産における農薬・化学肥料を、1995年時基準で1/2にする運動」のことである。県内でも比企郡が最初に取り組んでおり、東松山市に堆肥センターを設置して「チップ堆肥」を中心にした堆肥供給を行うとともに、堆肥散布機導入、天敵導入の助成などを行っている。この結果、化学肥料に関しては達成の見込みであるが、農薬に関してはまだ目処が立っていない。農薬の減少に向けて、総合的な防除の技術とどうつなげるかが課題となっている。このほかにも、減農薬栽培の指標（特別栽培のガイドライン）も独自に示すなど、有機農業等への関心は高いが、これは果樹・野菜などで担い手の高齢化が進む中で、高齢者でも生産できるよう農薬・化学肥料の使用を控えざるを得ない、という事情も大きく影響している。
- 44) コレマンアブラバチを天敵とする対策が中心で、天敵殺虫剤「アフィパール」として商品化されているものである。この商品は、JAS認証もクリアするとしている。
- 45) 「NPOふうど」の活動については、<http://www.foodo.org/> のほか以下に詳しい。井沢博之、桑原衛「シンポジウムⅢ：環境NPOの技 NPO法人によるバイオガス循環事業の試み NPO法人小川町風土活用センター（NPOふうど）」日本エントロピー学会第20回シンポジウム記録、2002年9月22日（資料：<http://www.junkan.org/main/database/entropy/data/genk3kuwabara.html>）。

- 46) I氏らにより、「NPOふうど」の前身で1990年代後半に試行された地域通貨が、今このような形で具体化されたものである。地域通貨の原理については多くの書があるが、たとえば室田武『地域・並行通貨の経済学——国一通貨制を超えて——』東洋経済新報社、2004年。
- 47) このようなシステムは、通常“BDF”=Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料と称されるが、小川町及び取扱回収業者では、“VDF”=Vegetable Diesel Fuelと称しているので、ここではそれに従った。